

### 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、36,000ha（年平均4,500ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から32年度までの8年間で7,200ha（年平均900ha）の間伐を行うことを、本高崎市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林を含めた造林の実施を促進する。

### 2 特定間伐等促進計画の区域

市役所14階農林課に備え付ける

### 3 特定間伐等の実施計画

市役所14階農林課に備え付ける

### 4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、森林経営計画の作成促進及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努める。また、広く意見を募ることにより提案型施業の推進に努める。

- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること

市と森林組合等の林業事業者との協力体制を強化することで、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動推進に努める。

### 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること

林道及び森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備推進に努める。

- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること

路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの普及や整備促進に努める。

- (3) 造林・保育の低コスト化の推進に関すること

路網整備・高性能林業機械等の活用などにより、地域の実情に応じた効果的・効率的な間伐等を実施することで、造林・保育の低コスト化推進に努める。

## 6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること

市と木材流通・製材業者との情報交換等を実施することで関係者間の合意形成の推進に努める。

- (2) 間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること

市と木材流通・製材業者との情報交換等を通じて間伐材の需要を把握し、その情報を林業事業体と共有することで間伐材の安定供給体制の構築や利用の推進に努める。

## 7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること

農業の振興策などの機会も活用しながら新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成に努める。

- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること

施業の共同化による受注体制の整備による就労の安定化、高性能林業機械等の導入による近代化などに努めるものとする。